

砂川市規則第15号

令和6年3月29日

砂川市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成27年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「別表第1」を「別表」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（副食費）

第3条の2 特定教育・保育施設において、特定教育・保育を提供した場合における法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する副食費は、**無償**とする。

第4条の見出し中「利用者負担額等」を「利用者負担額」に改め、同条第2項中「**前条**」を「**第3条**」に改め、「及び法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る別表第2に規定する階層区分に応じて定める副食費（以下「利用者負担額等」という。）」を削る。

第5条の見出し中「利用者負担額等」を「利用者負担額及び副食費の通知」に改め、同条中「**利用者負担額等の額を決定したとき、又はその額を変更したときは**」を「**利用者負担額の決定又は変更及び副食費の無償について**」に改める。

第6条の見出し中「利用者負担額等」を「利用者負担額」に改め、同条中「利用者負担額等は」を「利用者負担額は」に、「第19条第2号及び第3号」を「第19条第3号」に、「当月利用者負担額等」を「当月利用者負担額」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「利用者負担額等」を「利用者負担額」に改める。

別表第1（第3条関係）を次のように改める。

別表（第3条関係）

法第19条第3号認定に係る利用者負担額表

階層 区分	定義	利用者負担額（月額）（単位：円）			
		児童の年齢			
		0歳児		1・2歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0	0	0	0
第2	第1階層を 除き、前年 帯	0	0	0	0
第3	度分又は当 所得割48,600円未満	10,800	10,600	10,800	10,600

第4	該年度分の市町村民税	所得割48,600円以上 97,000円未満	20,200	19,800	20,200	19,800
第5	課税額が次の区分に該	所得割97,000円以上 169,000円未満	33,300	32,700	33,300	32,700
第6	当する世帯	所得割169,000円以 上235,000円未満	40,600	40,000	40,600	40,000
第7		所得割235,000円以 上301,000円未満	48,100	47,300	48,100	47,300
第8		所得割301,000円以 上397,000円未満	65,200	64,100	65,200	64,100
第9		所得割397,000円以 上	86,800	85,400	81,800	80,200

備考

1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。）の市町村民税の所得割課税額を合算する。

2 市町村民税課税額は、特定教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令に規定するところにより控除すべき額があるときは、当該金額を加算した額）とする。

3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で次表に掲げる階層に認定されたときは、当該小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表の利用者負担額（月額）の欄に掲げる額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養しているものの世帯及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に子どもを扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次のいずれかに該当する者を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者その他特に生活が困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	定義	利用者負担額（月額）（単位：円）			
		児童の年齢			
		0歳児		1・2歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第3	所得割48,600円未満	1,300	1,300	1,300	1,300
第4	所得割48,600円以上 77,101円未満	1,300	1,300	1,300	1,300

4 第3階層から第9階層までのいずれかの世帯に属する小学校就学前子どもであって、当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者と生計を一にする次の各号のいずれかに該当するもの（以下「負担額算定基準者」という。）がいるときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表の利用者負担額（月額）の欄に掲げる額とする。

- (1) 当該支給認定保護者に監護される者
- (2) 当該支給認定保護者に監護されていた者
- (3) 当該支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（ただし、前2号を除く。）

対象児童	利用者負担額（月額）（単位：円）
ア 当該小学校就学前子ども及び全ての負担額算定基準者（以下「負担額算定基準対象者」という。）のうち、最年長である者	別表（備考以外の部分に限る。）に定める利用者負担額
イ 負担額算定基準対象者のうち、アの者に次ぐ年長である者	別表（備考以外の部分に限る。）に定める利用者負担額に2分の1を乗じて得た額
ウ ア及びイ以外の者	0

5 前2項の規定にかかわらず、第3階層から第5階層までのいずれかの世帯に属する保育所入所児童であって、負担額算定基準対象者のうち、最年長である者に次ぐ年長であるものに係る利用者負担額（月額）については、多子世帯の保育料軽減支援事業実施要綱（平成29年4月3日付け子ども第3469号北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長通知）を適用し、0円とする。

別表第2（第4条第2項関係）を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。